

旭川大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、旭川大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28 年(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

組織倫理をはじめ、危機管理や情報公開などに必要な諸規程を早急に整備し、平成 23(2011)年 7 月末に改善報告書（議事録などの根拠資料を含む）を提出すること。

II 総評

大学は、「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を建学の理念とし、経営・経済や福祉・看護を通して地域貢献のできる職業人・専門家の養成を教育目標としている。建学の理念である地域貢献を目指した教育の理念、大学の個性、大学の特色は、シラバス、大学院便覧、入学案内、ホームページを通して学内外に明示されている。

教育研究組織は、2 学部、3 学科、1 研究科、1 専攻を配置し、教育研究の管理・運営は、「評議会」「大学院研究科委員会」「学部教授会」「地域研究所」「情報教育研究センター」、図書館が設置され、相互の関連性が保たれている。教養教育についても組織的に対応されている。

経済学部の教育は、経済活動、リーガルマインド（法的思考力）、グローバルな視野と人間性を有する市民の育成に目標を置き、総合科目、基幹科目を配置している。保健福祉学部の教育は、地域福祉(コミュニティ)を創造するために市民と連携し、科学的根拠に基づいた知識と技術を修得し、実践を通して主体的に問題を解決する意欲をもった人材の育成に目標を置き、教養科目は「生命の様式と人間理解」「地域社会に生きる」「異文化理解と知の技法」と独自に 3 区分して行っている。

アドミッションポリシーは求める学生像として具現化され、ホームページなどで公表されている。ゼミナールの担当教員やクラス担任によりきめ細かな学習指導が行われ、奨学金による経済的支援や就職支援も行われている。今後は、学生の定員充足に向けてより一層の対応が望まれる。

教員数は大学設置基準を満たしており、採用・昇任も適切に行われている。FD(Faculty Development)は、FD 委員会を中心に活動されているが、今後、規程の整備や FD マップの作成、2 学部体制に相応しいハンドブック・ガイド（授業改善冊子）の作成について期待したい。

教育研究支援は、大学の規模内容に即した事務体制を構築しているが、事務職員の資質・能力の向上方法としては、今後の更なる SD(Staff Development)活動に期待したい。

管理運営に関して、寄附行為や運営に関する諸規程などにより、それぞれ職務と役割が

明示され、業務運営も適切に執行されており、管理運営の体制は適切と判断できる。

財務は、経済学部規模の縮小転換と保健福祉学部の新設によって活性化がみられる。経営は無借金で、中長期的に安定的に維持できる。

教育研究環境は、一部施設の老朽化はあるが、大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、キャンパス全体として運営されている。

社会連携は、「地域に開かれた大学」という建学の理念が示すように公開講座、出張講義、公的諸機関からの依頼に基づく各種審議会の委員や研修会講師の派遣なども含めて全体的に地域社会への貢献度は高い。また、特記事項に示しているように、海外の大学との学術交流なども積極的に進めている。

組織運営の諸規則などは整備されているものの、組織倫理をはじめ、危機管理や広報活動に関する多くの規程が未整備のため、早急な改善が必要である。一方、事務局が窓口となり、新聞やテレビなどに大学の特色ある教育研究の活動に関する情報を提供している。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

昭和 43(1968)年に創立された大学の建学の理念は、「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」である。大学の使命と目的は、「1. 地域の人々に高等教育の学習機会を与える、2. 地域へ労働力・人材を供給する、3. 地域の文化資産、4. 地域に付与するアメニティ効果」と定められ、地域貢献がうかがえる。

大学の教育目標は、建学の理念にある地域社会に役立つ社会人の育成を掲げつつ、経済学部は 21 世紀の世界に生きる経営経済の社会人・職業人・市民の育成を、保健福祉学部は福祉看護を通して地域貢献のできる職業人・専門家の育成をと、いずれも自立性と応用能力に優れた人材の育成を目指している。

更に、地域貢献を目的に学際的教育研究の地場は地域にあるとして、平成 11(1999)年には大学院経済学研究科地域政策専攻を設置し、昼夜開講制の時間帯で社会人へも門戸を開き、質の高い地域活性化の教育・研究を行っている。これは、建学の理念である地域貢献を目指した教育の目標、大学の個性、大学の特色がよく表われており、シラバス、大学院便覧などを通して学内外にも明示されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」という建学の理念に基づき、「地域」をキーワードとして、2学部、3学科、1研究科、「旭川大学地域研究所」（附属機関）が適切に構成され、相互に関連性が保たれている。

教養教育は、「学務委員会」と学務課が運営を行いその責任を負っており、開設科目の半数以上を専任教員が担当している。経済学部は、「非常勤懇談会」を通して総合科目の教授法や授業内容の改善点に関し、非常勤教員間の意見交換をしている。英語教育も、学務委員長、専任教員、非常勤教員の合同会議で授業難易度と進捗のすり合わせ、教授法の意見交換を行っている。保健福祉学部は、生命、地域社会、異文化理解と知の技法に関する科目を教養科目として開設し、専門科目につなげている。教員は、学期の中間点で出席状況の調査や授業の進捗度を報告しあい、組織的に対応している。

学習者の要求に対しては、ゼミナール担当教員、大学院指導教員、学務課が窓口となって個別に対応することによって、適切に処理されている。

教育研究に関わる学内意思決定機関として、「評議会」、教授会及び「大学院研究科委員会」が整備されており、学生による授業評価及び学生生活満足度調査の結果を踏まえ、各種委員会が組織的に対応している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学全体の教育研究上の目的は明確に定められている。学部、学科または研究科ごとの教育研究目的がシラバスには示されているが、大学学則及び大学院学則には明記されていない。

経済学部は、教育課程の編成方針に即して、卒業後の進路を見据えたコース設定を行っている。保健福祉学部は、専門職が必要とする教養科目を「生命の様式と人間理解」「地域社会に生きる」「異文化理解と知の技法」と独自の科目群に区分し、教育を行っている。経済学部では履修登録単位数の上限を設定し、適切に運用されているが、保健福祉学部では国家資格取得科目との関連で上限が設定されていない。大学院経済学研究科地域政策専攻は建学の理念に基づき、北海道開発の歴史的、国民経済的研究を追究できる特徴ある教育課程となっている。また、同研究科は、高度専門知識と能力をもつ職業人の養成及びリカレント教育、リフレッシュ教育などの生涯学習に対する要請に応える教育課程となっている。

導入教育について、大学への帰属意識の向上、大学教育への興味喚起を早期に促すために、経済学部はゼミナールを通じて、保健福祉学部は「コミュニティ福祉への招待」という学長講義の中で実施されている。

授業の点検・評価は、授業公開、担当教員と見学者による振り返りのディスカッションを行うなど、FD(Faculty Development)活動を通じた定性的な授業評価を行っている。また、

学生による定量的な授業評価の活用についても「学務委員会」を中心に改善に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- ・ 大学設置基準及び大学院設置基準を踏まえ、学部、学科または研究科ごとの教育研究上の目的を大学学則または大学院学則に明記することが必要である。

【参考意見】

- ・ 一部の授業科目のシラバスに授業計画が示されていないので、他の科目と統一し、記載することが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学のアドミッションポリシーは、建学の理念や教育目標に基づき、地域社会に寄与するにふさわしい人と定められている。また、学科ごとの求める学生像が明示されており、ホームページや入学案内などを通して公表しているため、今後、入学試験の見直しや広報活動の強化を図り、入学定員の充足により一層の努力が望まれる。

学生は入学時から卒業まで、少人数ゼミナール担当教員（経営経済学科、コミュニティ福祉学科）、クラス担任（保健看護学科）の指導を受け、また、大学は、オフィスアワーの設定と公開、学生成績の保護者への連絡、保護者懇談会を実施しており、一貫して学習支援を行っている。

学生への経済的支援は、学内奨学金として「学校法人旭川大学貸与奨学金」「旭川大学後援会奨学金」があり、外国人留学生にも経済的支援を行っており、適切に対応されている。また、学生の心的支援、相談は学内相談室で対応し、専門カウンセラーも配置されている。

就職課はゼミナールの教員と連携をとり、4年次の進路未決定者に系統的な助言・指導を行い、卒業後も未内定者への就職支援を実施している。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学の専任教員数、教授数共に大学設置基準を満たしており、適切に配置されている。採用及び昇任は「旭川大学教育職員の人事に関する規定」「旭川大学専任教職員の採用及び昇格に関する規定」に基づき運用されている。また、昇任に関する教員評価は、教員を

総合的な観点から評価する仕組みの整備が検討されている。

教員の科目担当時間数は、「旭川大学教育職の就業等に関する規定」に定められており、個人研究費制度、特別出張旅費制度、教育研究充実基金果実運用制度、学術図書出版助成制度が整備されている。

FD委員会のもと、FD研修会が実施され、また、FD(Faculty Development)活動の一環として、学部合同公開授業により教員間の授業評価が行われている。今後は、規程の整備とともに更なる活発的なFD活動に期待したい。

【参考意見】

- ・FD活動は、全学横断的で組織的な取り組みが必要であるので、規程を整備するとともに授業評価や授業アンケートの結果を分析し、教職員の意識改革に必要なFD活動を更に取組むことが望まれる。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

組織、事務分掌は、「学校法人事務組織規則」に定められ、大学の各部署に職員が配置されており、各種規則、規程に則り業務が遂行されている。職員の採用・昇任・異動は、「学校法人事務組織規則」を根拠規程としているが、大学独自の採用・昇任などに関する規程は未整備である。

SD(Staff Development)活動として、日本私立大学協会など実施の各種研修会に参加し、研修会に参加した職員が伝達研修会を行っている。また、平成16(2004)年より大学独自の「事務職員研修会」も開催されている。

外部資金獲得のための事務支援体制のより一層の充実が望まれるが、大学の規模内容に即した事務体制が構築され、教職員共同で学生指導や就職指導に当たっており、教育研究支援や学生支援に対応している。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

理事長、理事会、評議員会は、学校法人寄附行為により、学長、教授会、「評議会」は、各種運営に関する規程により、それぞれ職務と役割が明示され、業務運営も適切に執行されており、管理運営の体制は概ね適切である。

理事会の委任事項を審議する「常任理事会」が常設され、毎月定例で開催している。理

事長が学長を兼務している関係で、学部長が「常任理事会」にオブザーバーとして参加し、教学面における課題や要望が協議され、経営と教学の連携に一定の配慮がなされている。

また、両学部の教員及び課長補佐以上の職員は、年1回テーマを決めた合同研修会を開催し、全学的な情報共有や教職員の意識改革を図っている。

平成4(1992)年に「旭川大学自己評価委員会規程」が制定され、平成5(1993)年に「自己評価委員会」が発足した。以降5年ごとに「自己評価委員会報告書」を発行し、自己点検・評価活動を行っている。自己評価等に関し学則にも明文化されている。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

経済学部規模の縮小・転換と保健福祉学部の新設によって大学の活性化がみられる。一部学科の定員割れの解消に向けての工夫が望まれるが、学園の財政が無借金の政策で、安定した経営が維持されている。

財務情報は学内広報「学園だより」やホームページ上で公開されており、外部に対する周知する努力は認められる。今後、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力が得られるためにも、情報提供の工夫と積極的な情報開示に期待したい。

外部資金の導入などの今後の成果に期待したいが、科学研究費補助金及び寄附金の獲得や資産運用などが教育研究の充実への下支えとなり、外部資金獲得の努力はみられる。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

研究目的を達成するために必要なキャンパスは、大学設置基準を上回る校地・校舎を有し、講義室・実習室・教員研究室、体育・課外活動施設も充実し、キャンパス全体として適切に維持、運営されている。

図書館は市民へも開放され、開館時間も利用者の状況を調査した上で決定している。また、「情報教育研究センター」を設置し、教育研究支援マルチメディアLANシステムを運用し、情報教育、学内情報システムを管理している。

安全及び衛生に関する規程は整備されていないが、「学校法人旭川大学就業規則」に条項があり、明文化されている。防災に関しては、「学校法人旭川大学防災管理委員会」が設置され、「学校法人旭川大学防災管理規定」に則り、点検を行っている。耐震診断は未実施であるが、障害のある者が利用しやすい環境の整備に努力されている。

「北辰会館」は、食堂、談話ホール、自動販売機コーナー、売店、大・中・小会議室、喫茶コーナー、和室をそれぞれ配置して、学生達の憩いの場として利用されている。また、運動施設（テニスコート）を市民に開放している。

【参考意見】

- ・安全及び衛生管理に関する規程を整備するとともに耐震診断の実施が望まれる。
- ・バリアフリーについて、自己評価に示されているように、年次計画を立てて整備していくことが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学「知の財産」の社会への提供は、「地域に開かれた大学」という建学の理念が示すように活発であり、公開講座の種類も豊富で参加者数も多い。

地域社会への貢献度は全体的に高く、公民館、高等学校、中学校への出張講義の実施や公的諸機関からの依頼に基づく各種審議会の委員や研修会講師の派遣などを行っている。

平成 20(2008)年に、旭川市内の高等教育機関との連携を図り、連携教育事業、連携公開講座事業、研究交流事業などを視野に入れた「旭川ウェルビーイング・コンソーシアム」を発足した。

北海道上川支庁との連携協力（官学連携事業）に関する協定の締結、「道民カレッジ」との連携や AEL(Asahikawa University Extension College of Lifelong-learning for Local Citizen)事業が展開され、今後の地域活動の推進に期待が高まる。また、「旭川大学地域研究所」は大学の理念に基づき、地域の産業、経済、環境、教育、文化、福祉の発展向上を図るための調査研究を行い、結果を市民向け研究会やシンポジウムの開催、「旭川大学地域研究所年報」にも収録し、公表している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理では、教職員倫理、公益通報や情報公開などに関する規程の整備が遅れており、組織倫理の一端を担う「学校法人旭川大学個人情報の保護に関する規定」は制定されているものの、個人情報に関するプライバシーポリシーの制定がないなど、組織倫理への対応が求められる。一方、組織運営に必要な「学校法人旭川大学就業規則」「旭川大学保健福祉学部 研究倫理委員会規程」、紀要の編集・発行の規程及び投稿の規程などは整備され

ている。また、セクシュアルハラスメントに関する規程は未整備であるが、防止指針は示されている。

危機管理について、「学校法人旭川大学防災管理規定」をはじめ、日常の警備や緊急時の連絡網などは整備されている。また、非常時には「大学評議会」構成員が対応することとなっているが、災害時の行動マニュアルや不審者チェックなどの防犯対策など危機管理に対する理解が十分とは言えず、それらに対する更なる組織的な対応が必要である。

教育研究活動などの積極的な情報提供に関する組織的な対応やチェック体制は構築されていないが、学部長や事務局長が窓口となり、地域の新聞やテレビなどに大学の特色ある教育研究の活動に関する情報を提供している。また、教員の研究業績は大学の研究紀要に掲載されている。

【改善を要する点】

- ・組織倫理などに関する多くの規程が未整備なので、早急に改善することが必要である。

